

平成 26 年 4 月 25 日

内閣官房知的財産戦略推進事務局 御中

インターネット知的財産権侵害流通品防止協議会

平成 25 年度インターネット知的財産権侵害品流通防止協議会報告書

拝啓 早春の候、貴事務局におかれましてはますますご清栄のことお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて本協議会が、平成 17 年度以来、貴内閣官房知的財産戦略推進事務局をはじめとして、警察庁、経済産業省、総務省、文化庁、特許庁をオブザーバーに迎え、インターネットサービスを契機として為される知的財産権侵害問題に対する解決について民間レベルでの協同作業を鋭意進めて参りましたことは、ご出席をいただいている貴事務局においてもご認識いただいておりますことと存じます。

貴事務局におかれましては、本報告書を権利者・権利者団体とインターネットサービス事業者等の総意として、平成 26 年度の知的財産権保護政策立案の基としてご活用いただきたく、お願い申し上げます。

【概要】

効果検証の報告

- 1 群では、インターネットサービス事業者による自主パトロール、および権利者からの通知に基づく削除等の措置が実施された結果、継続して侵害品出品率を低く抑えられていることが確認できた。
- 3 群（平成 24 年度報告書までの 3 群とは異なる）では、現在は商標権関係において侵害品・蓋然性の高い品率が共に高いが、新たに知的財産権侵害への対抗策を予定している。

1. 効果検証分科会の報告

(1) 効果検証

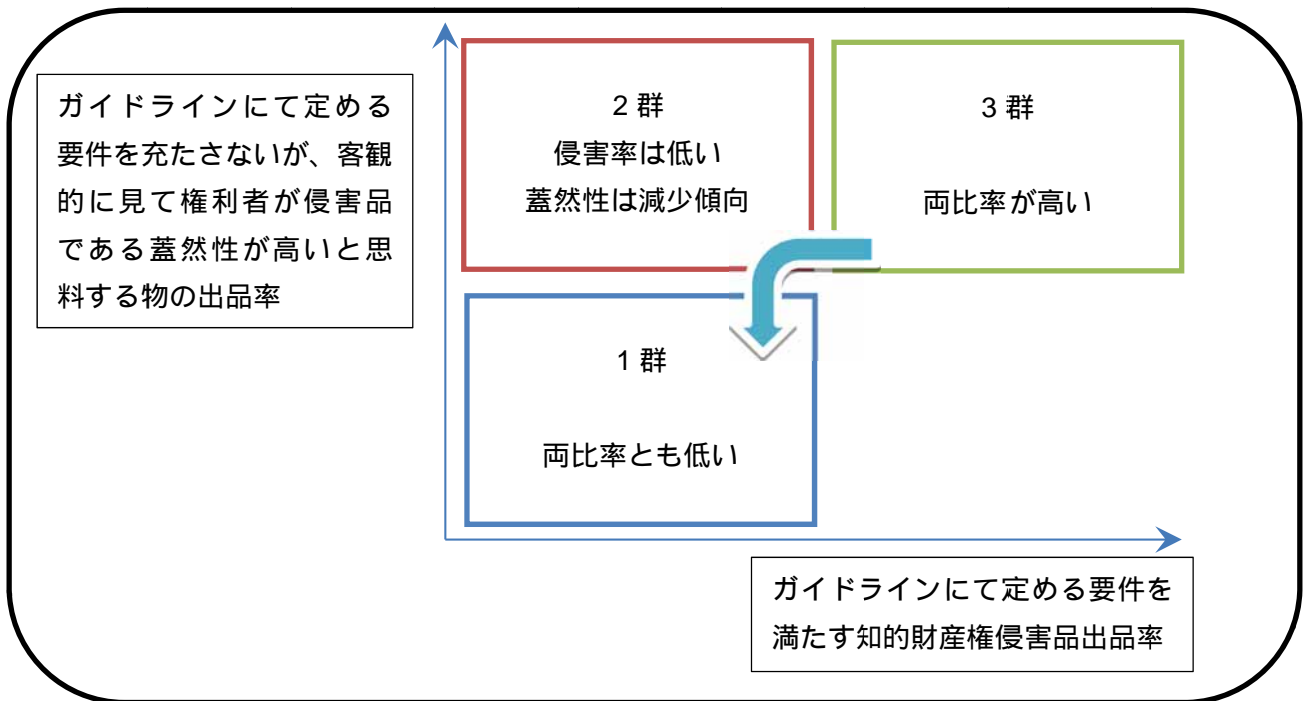
例年同様に、権利者側の削除要請担当者と事業者側の自主削除担当で構成される「効果検証分科会」を設置した。別紙1の実施概要に基づき、効果検証を実施した。

本年も2類型に分けて検証を行っている。すなわち、「画面上の文章・画像から著作権・商標権を侵害すると判断できるものであり、(権利者は)オークション事業者に出品停止要請可能なもの」(侵害品率。図1の横軸、表1)と、「発信されている情報からは(ガイドライン等に照らすと)オークション事業者において削除をする根拠が直接得られないが、諸情報を勘案すると購入し権利者が確認した場合には間違いなく侵害品である、と思量されるもの」(蓋然性の高い品率。図1の縦軸、表2)の2つである。

ところで、平成24年度報告書まで3群に分類していた侵害行為に対する措置について取り組みがなされていない非加盟事業者1社がサービスを終了したことや、関係各方面が執られた多岐にわたる施策の成果と信じているところであるが前記非加盟事業者に類するものが存在しなくなったことを鑑み、実質的に新たに侵害品に対する措置に取り組みを今後開始する予定の加盟事業者を3群に分類することとした。結果、各群の構成に変更がなされた。詳細は下記の通りである。

- 1群・・・
加盟事業者3社(平成24年度報告書までと同様)。
侵害品率と蓋然性の高い品率の両方が低い。
- 2群・・・
加盟事業者1社。
(検証母数から、本年度は分析の対象としていない。)
- 3群・・・
加盟事業者1社。
今後、知的財産権侵害への対抗策が求められる。

【図1 「率」定義・群の位置付け】



(2) 検証結果

表1 侵害品率

		2011年		2012年		2013年	
		検証数	侵害率	検証数	侵害率	検証数	侵害率
著作権	1群	9007	0.90%	9025	0.11%	7,381	0.18%
	2群	29	0.00%	73	1.37%	49	0.00%
	3群					690	0.00%
商標権	1群	4517	0.42%	7388	1.31%	7,833	0.71%
	2群	567	3.00%	277	5.05%	96	0.00%
	3群					1,040	58.85%
合計	1群	13524	0.74%	16593	0.64%	15,214	0.45%
	2群	596	2.85%	350	4.29%	145	0.00%
	3群					1,730	35.38%

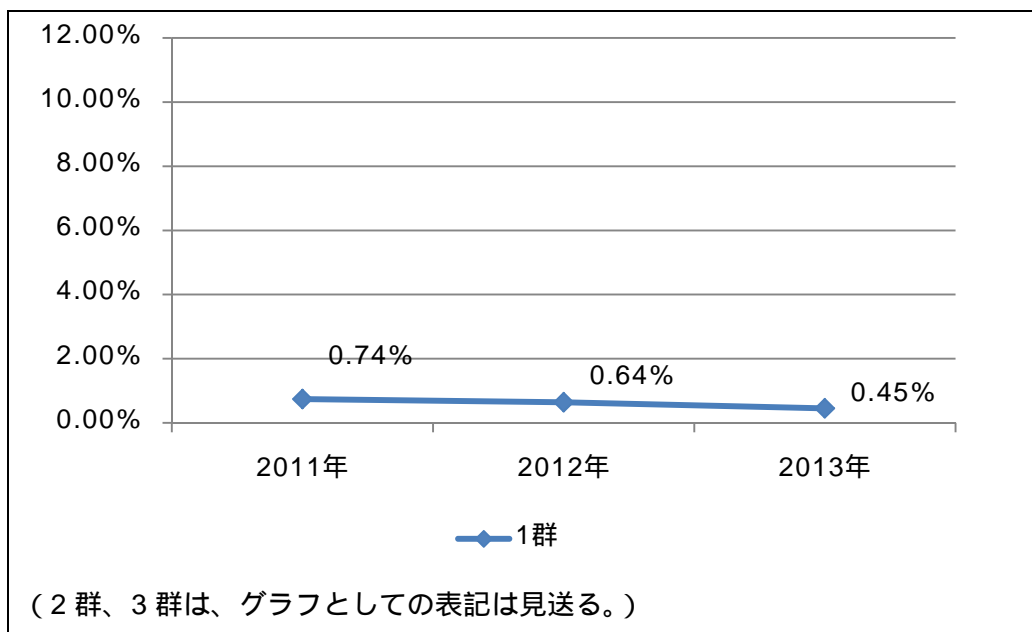
3群は、2013年以前とは主体が異なり連続性を欠くため、2011年2012年の数値は掲載しない。

表2 蓋然性の高い品率

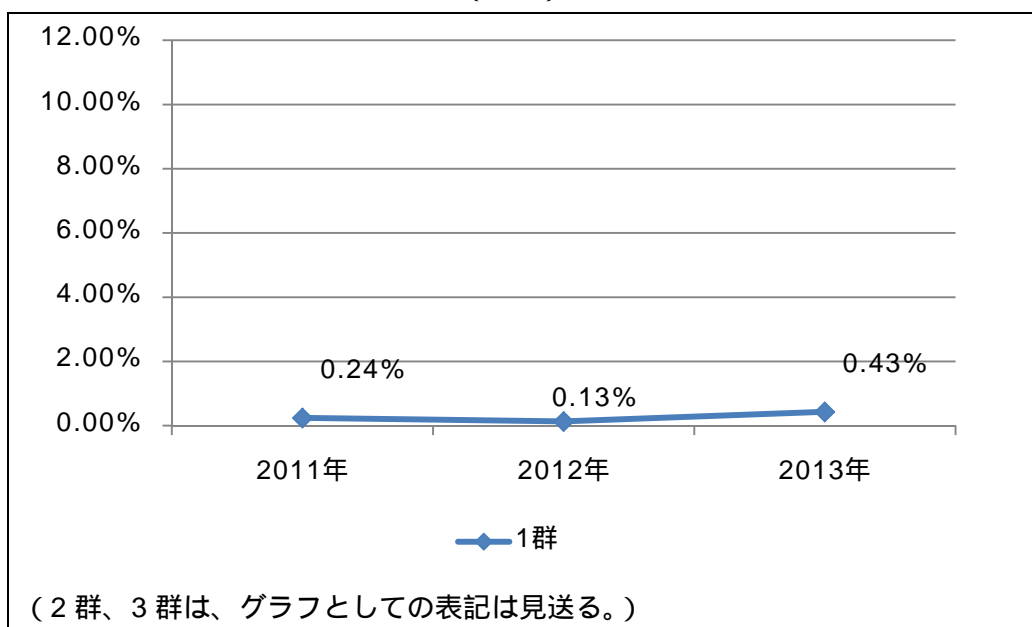
		2011年		2012年		2013年	
		検証数	蓋然率	検証数	蓋然率	検証数	蓋然率
著作権	1群	9007	0.28%	9025	0.18%	7,381	0.58%
	2群	29	27.59%	73	24.66%	49	0.00%
	3群					690	0.87%
商標権	1群	4517	0.11%	7388	0.07%	7,833	0.29%
	2群	567	5.11%	277	3.97%	96	0.00%
	3群					1,040	13.37%
合計	1群	13938	0.24%	16593	0.13%	15,214	0.43%
	2群	596	5.70%	350	8.29%	145	0.00%
	3群					1,730	8.38%

3群は、2013年以前とは主体が異なり連続性を欠くため、2011年2012年の数値は掲載しない。

グラフ1 1群の侵害率(合計)の推移



グラフ2 1群の蓋然性の高い品率(合計)の推移



(3) 検証結果の分析

A.著作権関係の出品(表1・2)について

1 群は、昨年よりわずかに侵害品率が上昇し、0.18%となった。蓋然性の高い品率も若干上昇し、0.58%となっている。

2 群では、検証母数が乏しいため分析は行わない。

3 群は、侵害品率は0.00%であり、蓋然性の高い品率も0.87%と低い水準である。

B.商標権関係の出品(表1・2)について

1 群は、昨年から若干の侵害品率下降がみられ、0.71%となっている。

2 群では、検証母数が乏しいため分析は行わない。

3 群は、侵害品率が58.85%、蓋然性の高い品率が13.37%であり、極めて注意を要する状況である。

C.全体の状況(グラフ1・2)について

知的財産権侵害品対策が先行する1群の侵害品率においては、引き続き1%未満という非常に低い数値で安定している。蓋然性の高い品率を加えても、まだ1%に達しない状況が3年連続で続いている。

2 群では、検証母数が乏しいためグラフ化・分析は行わない。また、3 群についても、平成24年度報告書までの3群との連続性はないため、グラフ化は行っていない。

(4) その他

効果検証の過程において、ソフトウェアに関連した出品として、小売店などでは見られない「マニュアル」「プロダクトキー」「改造セーブデータ」「リカバリディスク」が複数出品されていたことについて情報共有があった。これらに関して、権利者による実態の調査を進め、客観的に法的な評価を行った上で、その取扱いについて整理を行っていくべきではないかとの意見も出された。

なお、本年度は、侵害品の傾向について意見交換の場にもなっていたガイドライン分科会を開催しなかった分、効果検証分科会においてその機能が代行される結果となった。

2. 本年度の活動の総括

以上の通り、権利者・事業者双方がそれぞれの立場を尊重しつつ協力して侵害者に対峙するという「日本方式」の推進により、本年度も引き続き、1群において侵害品率を極めて低い水準に留めていることが確認された。現状、侵害品率の高い3群についても、本協議会の加盟事業者であるため、1群や2群の加盟事業者や権利者と連携し、侵害品率を下げするための十分な措置が今後検討・実施されることになっている。また、インターネットショッピングモールにおける権利侵害への対策として、現状での対応手順の確認が事業者より本協議会で紹介された。来年度以降に、より実効的な対策につなげることが出来るよう、

対应手順について具体的な議論を持つ予定である。

政府におかれては、世界にも類をみない成果を出している本協議会の取組みを、是非諸外国に紹介していただき、インターネット上の知的財産権侵害品対策のデファクトスタンダードとして認知されるようご助力いただけると幸いです。

各種統計データ

総出品数

	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
ヤフー	2,250	2,212	2,512	2,631	3,149
楽オク	205	284	319	317	317
DeNA ショッピング (ビッダーズ)	638	766	785	888	1,048
モバオク	364	451	432	367	331

- 単位：万件
- いずれも12月の1日あたりの総出品数平均。DeNA ショッピングの数値のうち、2009年から2012年まではビッダーズとして、12月末日における総出品数である。

自主削除件数

	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
著作権	29,202	38,338	78,052	62,694	62,400
商標権	180,253	74,025	139,792	233,273	54,791
合計	209,455	112,363	217,844	295,967	117,191

- ヤフオク！・楽オク・DeNA ショッピング・モバオク・ショッピングズの合計値。

権利者からの削除依頼件数

	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
著作権	6,542	4,826	2,601	754	315
商標権	34,129	40,200	71,644	54,428	44,905
合計	40,671	45,026	74,245	55,182	45,220

- ヤフオク！・楽オク・DeNA ショッピング・モバオク・ショッピングズの合計値。
- 権利者による削除要請件数には、個別の商品が削除されたもの、販売者の利用停止措置に伴う個別の商品削除を含む。
- 権利者によっては、重点的に監視を行う対象サービスや対象商品を変更している。そのため、権利者の削除要請数は、各年を比較することは難しい。

日本方式の原則

1. 両者（権利者とオークション事業者）は、互いの立場を十分に尊重した上で、自身の利益のみならず、何よりも消費者の利益を護るために、共通の敵である権利侵害者に対して協同して立ち向かうべきであるとの認識に立つこと。
2. 権利者は、権利とは自動的に保護されるものではなく、自らエンフォースメントを行うべきであるとの認識に立つこと。
3. オークション事業者は、インターネットの健全な発展のために、積極的に知的財産権の保護に努めるべきであるとの認識に立つこと。
4. 両者は、対策の推進にあたり、知的財産権を保護する意義と、利用者の営業の自由や通信の秘密が担保されることの意義を対等に認め、それら両方の価値を毀損しない対応をとるべきであるとの認識に立つこと。